

対=対象 定=定員、定数 料=料金、費用 ※料金について記載のない催しは入場無料(参加無料) 開=開所時間 休=休所日 申=申し込み 問=問い合わせ  
 共通=共通の内容 手=手話通訳 要=要約筆記 担=市の担当課 F=FAX ネット=市のホームページからインターネットで申し込みができます

### シニア健康体操教室

ストレッチや簡単なエアロビクスなど。4月1日～6月24日のおおむね毎週月曜日(全10回) 10～11時30分、ミクニワールドスタジアム北九州(小倉駅北側)で。対60歳以上。定先着20人。料5500円。申3月17日から同スタジアム ☎521・2020へ。

### レクリエーション協会のスポーツ教室

①**パドルテニス教室** いずれも4月～来年3月(的場池体育館は4～8月、黒崎体育館の水曜日の部は9月～来年3月)のおおむね毎週1回(全19～52回)。▶城山体育館(八幡西区屋敷二丁目)=月曜日12～16時の部と18～21時の部あり ▶黒崎体育館(八幡西区藤田四丁目)=火曜日の部・金曜日の部(いずれも9～12時)、水曜日の部(18～21時)、

木曜日の部(12～16時) ▶的場池体育館(八幡西区的場町)=水曜日18時30分～21時。①の**共通**定先着各施設各部20人。料月額1500円。



▲パドルテニス

②**インディアカ健康教室** いずれもおおむね4月～来年3月の毎週1回(全21～50回)。▶若松体育館(若松区古前一丁目)=月曜日18～21時の部と土曜日9時30分～12時の部あり ▶三萩野体育館(小倉北区三萩野三丁目)=火曜日18時30分～21時 ▶第一警備スポーツセンター戸畑(戸畑区浅生二丁目)=

火曜日18時30分～21時。②の**共通**定先着各施設各部30人。料月額800円～1000円。

③**ふわっとゆるっと椅子ヨガ** 4月4日～6月20日の毎月第1・3木曜日(全6回) 13～15時、ムーブ(小倉北区大手町)で。定先着15人。料3000円。

**共通**申3月18日から北九州市レクリエーション協会 ☎921・2801へ。

### 女性体操教室

ストレッチ体操やリズム体操など。いずれも全10回。10～11時30分。▶黒崎体育館(八幡西区藤田四丁目)=4月9日～6月18日のおおむね毎週火曜日 ▶三萩野体育館(小倉北区三萩野三丁目)=4月10日～6月19日のおおむね毎週水曜日 ▶第一警備スポーツセンター戸畑(戸畑区浅生二丁目)=4月12日～6月21日のおおむね毎週金曜日。**共通**対女

性。申各教室初回開催の9時30分から各体育館で直接受け付け。詳細は市民文化スポーツ局スポーツ振興課 ☎582・2395へ問を。

### スポーツ協会のストレッチ教室

▶月曜コース=4月22日～6月24日のおおむね毎週月曜日 ▶水曜コース=4月24日～6月19日のおおむね毎週水曜日 ▶木曜コース=4月25日～6月20日のおおむね毎週木曜日。**共通**全8回。総合体育館(八幡東区八王寺町)で。10～11時の部と14時15分～15時15分の部あり。対40歳以上。定各コース各部20人。料2600円。申往復はがき(1人だけ)に基本事項を書いて3月29日までに北九州市スポーツ協会(〒805-0011八幡東区八王寺町4-1、☎652・5007)へ。

## 令和6年度 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧、固定資産課税台帳の閲覧

担財政局固定資産税課 ☎582・2035

縦覧・閲覧の申請には、本人確認のためマイナンバーカードや自動車運転免許証などの顔写真付き公的証明書の提示が必要です。閲覧は、郵送での請求や、マイナンバーカードを利用したスマートフォンからの申請もできます。詳細は問か市のホームページをご覧ください。

### 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

4月1～30日の毎週月～金曜日(祝日は除く) 8時30分～17時、対象資産を所管する市税事務所固定資産税課で。対納税者か代理人(委任状が必要)。

### 固定資産課税台帳の閲覧

●各市税事務所固定資産税課か各区役所税務課 4月1日からの毎週月～金曜日(祝・休日、年末年始は除く) 8時30分～17時。

●出張所 ▶曾根・折尾出張所=4月17日(水)・18日(木)の8時30分～17時 ▶松ヶ江・大里・島郷・八幡南出張所=4月19日(金)8時30分～17時 ※両谷、東谷、上津役出張所では閲覧できません。

●財政局固定資産税課 閲覧は償却資産だけ。4月1日からの毎週月～金曜日(祝・休日、年末年始は除く) 8時30分～17時。

**共通** 対納税義務者などが代理人(委任状が必要)。借地・借家人なども出張所以外で閲覧できます(借地・借家人であることが確認できる書類などの提示が必要)。料1件300円(納税義務者などと代理人は、4月30日までの縦覧期間中は令和6年度分に限り無料で閲覧できます(郵送での請求の場合は消印有効))。

### 固定資産課税台帳の郵送での請求方法

#### ●請求に必要なもの(①～⑤)

①と③の様式は市のホームページ(右上の二次元コードを読み取り)からダウンロードできます。

#### ①固定資産課税台帳(名寄帳)閲覧申請書

※様式を利用しない場合は任意の用紙に「固定資産課税台帳(名寄帳)閲覧申請」と記入の上、申請者と納税義務者の住所、氏名(法人の場合は代表者印の押印か代表者の自署要)、生年月日、電話番号、物件の所在する区、必要な年度を記載。

#### ②申請者の本人確認書類

マイナンバーカード、自動車運転免許証などの身分証明書の写し

#### ③納税義務者以外が申請する場合は委任状の原本(委任者である納税義務者の自署か記名・押印によるもの)

※様式を利用しない場合は任意の用紙に「委任状」、「固定資産課税台帳兼名寄帳の閲覧申請」と記入の上、「(委任の日の)日付」、納税義務者(委任者)と申請者(代理人)の住所、氏名(委任者は自署か記名押印)、生年月日、電話番号を記載。

※相続が必要な場合は、委任状に代えて相続人と被相続人の関係が分かるもの(戸籍の写しなど)。

#### ④申請者の住所・氏名を記載した返信用封筒(切手貼り付け)

#### ⑤手数料分の郵便小為替

#### ●郵送請求先

#### 縦覧期間中(4月1～30日)

資産が所在する区を担当する市税事務所の固定資産税課。東西の市税事務所に同時に請求する場合は、東西いずれかの市税事務所に請求可。

※償却資産だけの場合は、財政局固定資産税課へ。

#### 上記以外の期間

東部市税事務所市民税課(〒803-8510 小倉北区大手町1番1号(小倉北区役所4階))



▲申請書のダウンロードはコチラから

### 土地・家屋の評価替え

土地・家屋の価格は3年ごとに見直しを行います。令和6年度は、令和3年度の価格から評価額の見直しを行っています。

### 審査の申し出

固定資産の価格に不服があれば、納税通知書受領後3カ月以内に固定資産評価審査委員会に審査の申し出ができます。

### 納税通知書・課税明細書の送付

土地・家屋分は4月5日、償却資産分は4月11日に納税通知書を発送します。土地・家屋については、併せて課税明細書を添付しますが、資産が多い場合は別に送付するため、届く時期が納税通知書とずれる場合があります。

資産の所在地		請求・問い合わせ先	
土地・家屋	門司区 小倉北区	☎582・3371	東部市税事務所固定資産税課 〒803-8510小倉北区大手町1番1号 (小倉北区役所4階)
	小倉南区	☎582・3372	
	若松区 八幡東区 戸畑区	☎642・1459	西部市税事務所固定資産税課 〒806-8510八幡西区黒崎三丁目15番3号 (黒崎駅西側、コムシティ4階)
	八幡西区	☎642・1464	
償却資産	全区	☎582・3210	財政局固定資産税課 〒803-8501小倉北区内1番1号 (市役所6階)